

第719回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 30年 6月 12日（火） 12時より

2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)誤びゅう防止のお願い
調査部 長山統計課長

 - (2)鶴見出張所・本牧埠頭出張所山下事務所廃止後の事務処理体制について
業務部 高橋管理課長、迎田統括審査官（通関総括第1部門）

 - (3)バターミルク等に係る特別緊急関税の発動について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <u>平成30年7月11日(水)</u> 12:00～</p> <p>開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp</p>

各 位

横 浜 税 関

誤びゅう防止のお願い

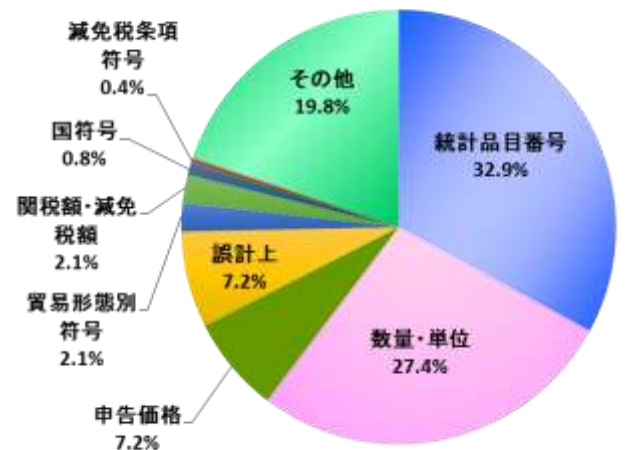
平素、税関行政にご協力いただき有り難うございます。

表題の件につきまして、今年に入り申告貨物数量や金額などに大きな誤びゅうが散見されております

平成 29 年の誤びゅうの原因は、「統計品目番号」によるものが 32.9%、「数量・単位」によるものが 27.4%、となっており、これら 2 つの原因で全体の 6 割以上を占めています。

統計品目番号では、貨物の詳細未確認による統番誤りのほか、再輸出入品における再輸出入品識別符号「Y」の入力漏れ等が見受けられました。

平成29年の主な誤びゅうの原因



【再輸入品】

区 分	積出国	統計品目番号
訂正前（申告）	シンガポール	8479.10-000
訂正後		8479.10-000 Y

数量・単位では、カンマ（,）と小数点の見間違いによる入力誤り、計上単位の誤り、数量換算の誤り等が多く見受けられました。

【カンマ（,）と小数点】

区 分	統計品目番号	第 1 数量	第 1 単位	第 2 数量	第 2 単位
訂正前（申告）	2710.19-590	39	KL	35,103,000	KG
訂正後				35,103	



別添資料「誤びゅう防止にご協力ください」のチェック項目について、申告前にもう一度確認を行う等、誤びゅう防止にご協力をお願いします。



通関業者の皆様へ

平成30年6月
横浜税関

誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コードは正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告内容の再確認をお願いいたします！！



仮移転先一覧表

仮移転対象部門		仮移転先	移転時期	
横浜第一 港湾合同庁舎	業務部	次長 収納課 税関相談官室 通関総括第1～第4 通関情報 特別通関第1・第2 通関第1・第2 特別審査官 関税鑑査官 原産地調査官 知的財産調査官	山下分庁舎 (現) 本牧埠頭出張所 山下事務所	本年11月以降 (※)
		認定事業者管理官 (AEO)	本関	本年6月18日
横浜税関 新港分関	監視部	監視取締センター室 CSI 部門	鶴見分庁舎 (現) 鶴見出張所	本年10月以降 (※)
		保稅検査第1・第2 歩留調査		
		保稅総括	監視部分庁舎	

(※) 整備工事の進捗状況により移転時期変更の可能性あり

○官署廃止及び合庁仮移転に伴う平成30年7月以降の通関・保稅窓口の変更

(1) 鶴見出張所利用者 :

- ・ 神奈川区の蔵置貨物 ⇒ 本関管轄
通関窓口 (第一港湾合庁 (7月) → 山下分庁舎 (11月以降))
保稅窓口 (監視部分庁舎 (大棧橋))
- ・ 鶴見区の蔵置貨物 ⇒ 大黒管轄
通関・保稅窓口 (大黒埠頭出張所)

(2) 山下事務所利用者 :

- ・ 山下ふ頭の蔵置貨物 ⇒ 本関管轄
通関窓口 (第一港湾合庁 (7月) → 山下分庁舎 (11月以降))
保稅窓口 (監視部分庁舎 (大棧橋))
- ・ 新山下の蔵置貨物 ⇒ 本牧管轄
通関・保稅窓口 (本牧埠頭出張所)

鶴見・山下の廃止に伴う7月以降の対応

- 7月以降新たに行う輸出入手続等の宛先官署は、**7月以降の管轄区域に従う**(表1参照)。なお、本関へ手続きを行う際の担当窓口は表2のとおり。
- 6月までに鶴見・山下に対して行われた輸出入通関手続等に係る後続業務は、**原則、鶴見分は本関で、山下分は本牧で処理**する。システム等での具体的対応は、次ページ表3のとおり。

表1 管轄区域の変更

地域	鶴見区	神奈川区	中区山下ふ頭	中区新山下
6月まで	鶴見出張所※1		本牧埠頭出張所(山下事務所)	
7月から	大黒埠頭出張所※2	本関		本牧埠頭出張所

※1 神奈川区菅田町・羽沢町(本関管轄)、鶴見区扇島の一部(川崎税関支署管轄)、鶴見区大黒ふ頭(大黒埠頭出張所管轄)を除く。

※2 鶴見区扇島の一部(川崎税関支署管轄)を除く。

表2 本関における担当窓口

(通関関係業務)

取扱事務	担当部門	場所
<ul style="list-style-type: none"> 輸出入申告(システム、01~24類・94~97類のもの) 輸出入申告(マニュアル申告・キオスク端末による申告) 380申告(輸出)、381申告(輸出入)の受理 MDA関係業務 	特別通関部門 (部門コード88)	合庁2F (山下移転※3)
<ul style="list-style-type: none"> 輸出入申告(システム、25~67類のもの) 	通関第1部門 (部門コード01)	
<ul style="list-style-type: none"> 輸出入申告(システム、68~93類のもの) プラント貨物に係る輸出申告 	通関第2部門 (部門コード02)	

(その他の業務)

取扱事務	担当部門	場所
<ul style="list-style-type: none"> 輸入許可・承認、証明書交付、現金領収、担保関係事務等 380申告(輸入)の受理・許可 	収納課	合庁2F (山下移転※3)
<ul style="list-style-type: none"> 関税定率法第19条の3(戻し税)、第20条(違約品)関係業務 開庁時間外の執務を求める届出関係業務 他官署分の輸出入申告に係る添付書類等の提出・返却窓口 	通関総括第2部門	合庁2F (山下移転※3)
<ul style="list-style-type: none"> 計量器関係業務(認定・継続等) 再輸出減免税貨物の輸出の届出書の受理 	特殊鑑定・ 減免還付部門	本関3F

※3 合庁所在の通関総括部門、通関部門等は、11月下旬頃に山下分庁舎(旧山下事務所)へ移転予定です。

※4 合庁所在のAEO部門は、6/18(月)から本関に移転します(電話番号、メールアドレスは変更ありません。)

鶴見・山下の廃止に伴う7月以降の対応

表3 後続業務の処理に係る留意事項

6月末時点の鶴見・山下宛申告等の状態	7月以降に本関・本牧で後続の処理を行う場合の対応
事項登録済 (出・入)	事項登録情報呼び出し、「申告官署コード欄」に入力されている2B(鶴見)又は2D(山下)のコードを削除し、再度送信することでシステム処理が継続可能。
予備申告済	システムで本申告を行えないため、予備申告の撤回を行い、7月以降の新たな管轄官署へ再申告。 ※ 6月中に本申告を行う予定のないものは、鶴見・山下への予備申告を行わないでください。
輸出入申告済 (輸入：引取申告、引取・特例申告、輸出：積戻し申告、搬入前申告、特定輸出申告を含む。)	(申告内容に訂正がない場合) システム処理を継続可能。鶴見分は本関、山下分は本牧の通関部門が許可等の処理実施。
	(申告内容に訂正がある場合) システムで訂正を行えないため、手作業移行。鶴見分は本関、山下分は本牧の通関部門が処理。
引取申告許可済	特例申告を行う際は「特例申告宛先官署」に鶴見分は2A(本関)、山下分は2E(本牧)を入力。
IS・IM承認済	ISW, IMMは、7月以降の新たな管轄官署の通関部門が処理。
BP承認済	IBPを行う際に申告訂正が必要な場合は、システムで処理を行えないため、手作業移行。鶴見分は本関、山下分は本牧の通関部門が処理。
輸出入許可済	(輸入：修正申告・更正の請求) 鶴見分は本関、山下分は本牧の通関部門が処理。DLI02業務で当初申告データ呼び出す場合は、官署コード(鶴見分は2A(本関)、山下分は2E(本牧))及び部門コードを入力。
	(輸出：船名・数量等変更申請) 申請官署について、鶴見分は2A(本関)、山下分は2E(本牧)と上書きして申請。 ※ 併せ運送された場合には、到着地管轄官署へ申請。
	(輸出入：証明書交付・再輸出減税貨物に係る輸出の届出書の受理) 鶴見分は本関、山下分は本牧の担当部門が対応。
その他(鶴見・山下蔵置の場合)	鶴見・山下を 蔵置官署 とする自由化申告は、申告の状態・訂正の有無にかかわらず、申告官署でのシステム処理を継続可能(予備申告済・本申告未済のものは、本申告前に一度、変更の有無に関わらず変更事項登録を行う必要あり。) ※ 申告官署も廃止官署である場合は、上の各欄の記載が優先します。

その他の留意事項・お願い事項

- 6月末までに鶴見・山下に対して行われた手続等の後続業務のうち、計量器認定に係る申請内容の変更、当事者分析に係る申請内容の変更は**7月以降の新たな管轄官署**に行ってください。
- 官署廃止時の業務の混乱を避けるため、7月以降に税関手続を行う案件は、極力7月以降に新たな管轄官署に手続き・事前のご相談等を行ってください。
- 6月まで鶴見・山下で保管している書類等は、極力6月中に鶴見・山下から返却いたします。返却が7月に跨る場合には、原則、鶴見分は本関、山下分は本牧から返却いたします。

ご不明点については、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

業務部通関総括第1部門 045-212-6150 (通関関係)

業務部収納課 045-212-6140 (収納関係)

業務部管理課 045-212-6130 (その他全般)

バターミルク等に係る特別緊急関税の発動について

NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】バターミルク等（別表第1の6の8の項に係る物品）に係る特別緊急関税の発動について

2018年5月31日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、バターミルク等（別表第1の6の8の項に係る物品）に対して平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第7条の3発動後のNACCS用品目コードについては平成30年6月1日から使用可能となります。

【バターミルク等（別表第1の6の8の項に係る物品）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
040390113+	0403901131	その他のもの
	0403900011	暫定法第7条の3発動後のもの
040390118+	0403901186	その他のもの
	0403900022	暫定法第7条の3発動後のもの
040390123+	0403901234	その他のもの
	0403900033	暫定法第7条の3発動後のもの
040390128+	0403901282	その他のもの
	0403900044	暫定法第7条の3発動後のもの
040390133+	0403901330	その他のもの
	0403900055	暫定法第7条の3発動後のもの
040390138+	0403901385	その他のもの
	0403900066	暫定法第7条の3発動後のもの